

経営者のための

賃金の見直し方セミナー

✓ 何をすべき？「**同一労働同一賃金**」

✓ 高騰する「**採用時賃金**」への対応法

✓ 「**高齢者賃金**」の今後

◎日時：2020年2月21日（金）13:30～16:30

2020年3月6日（金）13:30～16:30

主催：西遠労務協会

同内容です。ご都合の良い方にご参加ください。

◎会場：浜松労政会館（浜松商工会議所7階）

◎ 自社賃金の現状と今後についてあらためて考えていただける、絶好の機会です ◎

中小企業でも2021年4月から施行となる同一労働同一賃金。「通勤手当は正社員だけ」「休職制度も正社員だけ」「パートには賞与と退職金はない」、思い当たるところがおありの企業様、多いのではないのでしょうか。今のままにしておいてよいのか、修正しなければまずいのか。またもしも修正するにしても、「法律を守るために変えざるを得ない」では残念です。「企業の課題である採用・定着」につながる前向きな改定をしたいものです。

一方、最近の求人難からくる採用賃金の高騰に、どうしたものかと頭を悩ませていらっしゃる経営者様。また、今後社内で増えていく高齢者、その賃金設定について考えていかなければとお考えの経営者様。そんな企業様にも、すぐに参考にさせていただけるノウハウ満載のセミナーですので、ぜひご参加ください。（中小企業の実態に即した、非常に実務的なお話をさせていただきます。）

《セミナーでお話しさせていただく主要内容》

1. 同一労働同一賃金への対応を考える
 - ・ 手当の見直し、支給目的と支給基準の説明
2. 採用力アップのための賃金設定
 - ・ 「採れる初任給」の決め方
 - ・ 高騰する初任給、既存社員との格差の解消方法
3. 高齢者の賃金
 - ・ 60歳以降の雇用形態と賃金の決め方
4. その他の「賃金緊急課題」
 - ・ 中小企業の適正昇給率
 - ・ 「働き方改革」による残業代減少、その対応方法



【講師：山口悦子】

西遠労務協会／(株)ビジネスコー
チ人事研究所代表 賃金コンサル
タントとして北見昌朗氏に師事、
中小企業にピッタリの賃金管理を提
案している。「経営」「法律」「人の気
持ち」のバランスをとった労務管理
こそが大切と考えている。

◎ 裏面の情報もぜひご確認のうえ、参加をお決めください ◎

【開催日】2020年 2月21日(金) 13:30～16:30

同内容です。ご都合の良い方
にご参加ください。

2020年 3月 6日(金) 13:30～16:30

【会場】浜松労政会館（浜松商工会議所7階）

【受講料】1名様 16,500円 税込（顧問先様無料）

【定員】15名様（申込順）（同業者様、顧問社労士・コンサルタント様のご参加はお断りさせていただいております）

【主催/お問い合わせ先】

西遠労務協会 浜松市北区三方原町314-2 担当:山口・松本

TEL : 053-436-1033 FAX: 053-436-1138

HP : <http://www.seienroumu.com>

【前回の賃金セミナーアンケートより】

- ◆いつも具体的な事例を含めての話で参考になります。
- ◆若年の定着率や、そもそもの募集に対する応募の少なさを改善できるヒントがありました。
- ◆新卒、管理職、高齢者等といったさまざまな階層にて、どのような賃金設計をすると望ましいかがよくわかった。
- ◆賃金に関していろいろな角度から非常に参考になるセミナーでした。ありがとうございました。
- ◆他社の状況が分かり、又、最近の動向をまじえての話でわかりやすかったです。
- ◆新入社員が順調に採れない状況で、社員の定着が大事となる中で、ヒントとなるセミナーでした。

◎お申し込み方法：以下にご記入の上、この面をそのままファックスしてください。

◎受付：ファックスをいただきますと受講票（及び、有料となる場合は請求書）をお送りします。
万一、お申し込み後1週間以内に受講票が届かない場合は、お手数ですが西遠労務協会（053-436-1033）までお問い合わせをお願いいたします。

◎受講料のお支払（有料の場合）：請求書に記載の口座に開催日の5日前までにお振込みをお願いします。

◎セミナーの録音・撮影等：おそれいりますが不可とさせていただきます。

2/21・3/6 申込 FAX : 053-436-1138 (西遠労務協会宛) HP

フリガナ 貴社名	〒 所在地
Tel	Fax
フリガナ ご参加者名	(役職) (ご参加日...○で囲んでください) 2/21 3/6
フリガナ ご参加者名	(役職) (ご参加日...○で囲んでください) 2/21 3/6

【当事務所での個人情報の取扱いについて】
 【当事務所での個人情報の取扱いについて】
 *お預かりしました個人情報は、以下の利用目的の範囲を超えて利用しません。また、利用目的の範囲内において、配送業者などの第三者に個人情報の取扱いを委託することがあります。
 ①本セミナーに関するご連絡、②次回以降開催するセミナーのご案内、③事務所便り等当事務所のサービス提供に関するご案内
 *参加申込書への個人情報等のご記入は任意ですが、すべての項目へのご記入がない場合、セミナーへの参加受付ができませんのでご了承ください。また、場合によりご記入いただいた内容につきまして確認のご連絡をさせていただくことがあります。
 *当事務所でお預かりしました開示対象個人情報に関し、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求等のお求めがありましたら、ご本人様又はその代理人様より、西遠労務協会 個人情報保護管理者（053-436-1033）までご連絡ください。